

■広域連携PJの具体的取組のフォローアップ項目（たたき台）

【H290213版】

ID	PJ番号・広域連携PJ名	具体的取組の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ項目	把握方法	情報の入手方法
1	PJ1 新しい東北圏を創造する東日本大震災からの復興PJ	1-1. 復興のまちづくりと一体となった基盤整備の促進	津波で被災した河川堤防及び海岸堤防の早期復旧を図り、津波、高潮、波浪等による被害を防止・軽減させるとともに、多重防御を含めたハード・ソフト対策により地域の安全性の向上を図る。 また、産業復興に向けた工場立地、鉄道復旧、津波等により被災した臨海部の用地の戦略的な活用、防災・減災機能を強化した基盤整備、市街地の移転・整備等による再構築等について、 <u>まちづくりと一体となった整備を推進する。</u> さらに、防災拠点の機能をあわせ持つ公園等の整備や延焼防止帯を兼ね備えた道路及び緑地等の整備を進め、防災機能が強化された都市構造の構築を推進する。 加えて、被災地における被災者の生活環境の確保のため、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給や保健福祉と防災機能を有する公設民営型複合施設の整備、被災者のコミュニティの核となる学校、交流施設等の整備を進める。 このほか、観光や交流人口の拡大を通じた復興の発信や災害の伝承のため、三陸復興国立公園及びみちのく潮風トレイル等のグリーン復興を推進する。	・復興まちづくりと一体となった基盤整備状況(防災集団移転事業建築可能率、津波復興拠点整備事業工事着工率)	A	各県HP
2		1-2. 復興を支える公共施設等の整備	太平洋沿岸における各地域間の連絡性を高める <u>復興道路及び太平洋沿岸と内陸部を結ぶ復興支援道路を早期に整備する</u> とともに、沿岸の被災地と後方支援都市を結ぶアクセス道路や他圏域との連携を図るための交通網の整備を促進する。 また、太平洋側地域の物流・産業を支える港湾・海岸等の復旧と早期復興を推進するとともに、JR常磐線等の被災鉄道路線の復旧に向けた取組を進めるとともに、水産業の発展に貢献する造船業の強化を図る。 さらに、防災拠点等を兼ね備えた「道の駅」、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂等を目的とし、地方公共団体が整備する復興祈念公園とともに国営追悼・祈念施設(仮称)の整備を推進する。 津波により被災した農地・農業用施設においては、早期復興を目指し、復旧を進めるとともに、農地集積等による収益性の高い農業の実現に向け、大区画化を推進する。 宮城県沿岸地域等における海岸防災林の復旧や再生に当たっては、生育基盤の造成とマツノサイセンチュウ抵抗性クロマトコンテナ苗の活用を推進するとともに、地域住民、NPO(非営利活動団体)や企業等からの協力を得ながら着実に復旧を進める。	・復興道路及び復興支援道路の整備状況	A	東北地方整備局HP
3		1-3. 研究開発の推進等による産業の創造と拠点形成	三陸沖の漁場の回復と水産業の復興を図るため、 <u>海洋生態系の再生に向けた大学や研究機関による復興支援のためのネットワーク「東北マリンサイエンス拠点」を形成し、東北圏の海洋生態系の調査を推進する。</u> また、東北大学等と連携して、東北メディカル・メガバンク計画を推進し、被災地域の住民の健康調査を通じた被災地の住民の健康管理と、バイオバンクを用いた解析研究により、個別化医療等の基盤を形成し、次世代医療の実現を目指す。 さらに、福島県立医科大学を中心として、放射線医学・最先端診断や医薬品等の開発拠点整備を通じた医療関連産業の復興を図るほか、福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想に基づき、再生可能エネルギー、医療、農林水産業、環境回復・創造、廃炉技術関係を中心とした研究開発及び産業創造に向けた拠点形成を推進する。	・「東北マリンサイエンス拠点」の形成と調査の推進状況	B	東北大学 マリンサイエンス復興支援室「東北マリンサイエンス拠点」HP
4		1-4. (仮)三陸震災伝承街道の形成	三陸海岸は、これまでも津波被害を後世に伝えるため数多くの遺構や史跡が残されているほか、東日本大震災の震災遺構としても保存検討が進められており、これらの貴重な遺構を「(仮)三陸津波防災遺構」として次世代へ継承する取組を進める。 国内外から来訪者に対する情報発信の拠点・ゲートウェイとしての「道の駅」、「みなとオアシス」、三陸沿岸地域の周遊を支援するための復興道路、復興支援道路、震災遺構の案内看板等の整備を促進するとともに、追悼と鎮魂、震災の記憶・教訓の伝承等の場として「高田松原津波復興祈念公園」の整備を推進する。 また、風光明媚な景観や豊かな自然資源を活かした「三陸復興国立公園」、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク等と連携を図り、自然の恵みや津波の脅威の学び場、三陸沿岸の周遊観光の拠点、国内や世界への防災情報発信拠点として <u>(仮)三陸震災伝承街道の形成を推進する。</u>	・(仮)三陸震災伝承街道の形成状況	B	環境省HP 東北地方整備局HP

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
5		1-5. 原子力災害の克服に向けた取組の推進	<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の一刻も早い復興に向け、関係機関の連携の下、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染を実施する。</p> <p>福島県が実施している健康調査や検査体制の充実、子どもの生活環境にも十分配慮した除染の実施、農林水産物の安全管理・検査体制の充実、風評被害の払拭対策として正しい知識の啓発等の取組を推進する。</p> <p>特に、福島県においては、放射性物質で汚染された環境の再生に向けた調査の拠点を形成するため、福島県環境創造センターや浜地域農業再生研究センター、水産研究拠点等の整備を進める。</p> <p>低線量被曝の人体への影響等について調査研究を行うため、福島県立医科大学を中核的機関として県民健康管理調査本部・データセンター等を整備するほか、独立行政法人日本原子力研究開発機構や独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等において、除染に関する技術開発等を推進する。放射線の人体への影響や除染技術等に関する調査研究や開発を推進するため、国際会議の誘致や I A E A（国際原子力機関）等の国際機関との更なる連携に取り組むとともに、廃炉技術関係やロボット技術等の研究開発を推進し、廃炉に向けた取組を推進する。</p> <p>加えて、復興を支える道路・港湾・海岸等の公共施設を重点的に整備するとともに、上下水道等の生活インフラの確保、医療・介護・福祉・教育等の生活環境の整備、農地・農業用施設・農林道等の産業基盤の整備やため池等の放射性物質対策を着実に推進する。さらに、全県に及ぶ風評被害の軽減や被災地と避難先との交流等、全県的な取組を着実に進める。</p> <p>このほか、地域経済の再生及び観光業の復興を図るため、首都圏等との連携による P R やプロモーションの取組、ツアーの企画、国内外へ情報発信等の取組を推進する。</p>	・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の実施状況	A	環境省 H P

ID	PJ番号・ 広域連携PJ名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
6	PJ2 安全・安心な東 北圏を形成する 大規模地震災害 対策PJ	2-1. 地震・津 波防災対策の強 化・避難体制の 整備	<p>太平洋沿岸地域の八戸港、釜石港、相馬港等における防波堤・防潮堤等の整備と粘り強い構造化、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強、津波発生時における防潮水門、陸間遠隔操作化の推進等、被害の防止・軽減策を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を始めとするインフラの耐震・耐液状化・津波浸水対策の推進を図り、関係企業と連携して、石油・LPG（液化石油ガス）等の貯留施設の損傷による危険物・可燃物の漏洩・流出の被害拡大防止策や港湾、漁港の漂流物対策等、津波にともなう二次災害防止策を推進する。</p> <p>また、沿岸自治体と連携し、東北圏沿岸におけるGPS（人工衛星による測位システム）波浪計等の波浪観測網の高度化及び観測データを活用した津波等への対策推進、遠隔操作により津波の到達を監視する津波遠隔監視装置の整備推進を図る。</p> <p>避難体制整備については、津波防災地域づくりに関する法律に基づく市町村の「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」の活用により、高盛土構造物の整備、津波災害危険区域等の指定による安全な土地利用への誘導、企業等と連携した沿岸部ビルの避難施設としての利用、そのほか国営公園等を始め防災公園の整備等、地域住民、臨港部労働者、観光客等の津波避難場所確保を促進する。</p> <p>また、避難路の整備や指定、避難階段の整備、狭隘区間の解消等のための道路整備の推進、避難場所の案内板の設置等、災害時の被害を最小化する津波防災まちづくりのための施策を推進する。</p> <p>さらに、緊急物資輸送・復旧資材確保等については、初動体制の強化を図るとともに、物流・産業のサプライチェーンを維持するために、各港における港湾BCP（業務継続計画や事業継続計画）の策定や当該BCPに基づく訓練と改善等、PDCA（Plan・Do・Check・Actの略）によるスパイラルアップを実施する。</p>	公共インフラの耐震化状況及び避難体制の整備状況	B	
7		2-2. 災害に強 い通信環境確保 の推進	<p>産学官が連携し、災害時の通信の輻輳を軽減するとともに、通信インフラが被災した場合でも自律的に回復するネットワークの構築（つながる・壊れないネットワーク）に向けて、関連する技術開発を推進するための研究開発拠点を整備する。</p> <p>また、災害時の通信環境確保のため、電柱倒壊等を防ぐ無電柱化の推進、非常用電源の確保等による停電対策の強化、緊急電話網の整備、自治体における衛星通信機器の配備、周波数や無線方式の異なる通信（コグニティブ無線）の活用方策の検討を進める。</p> <p>さらに、正確な災害情報を住民等に向けて発信するため、電話回線や防災行政無線のほか、コミュニティFMとの連携強化、携帯電話への緊急速報メール配信等、広報媒体の充実を図る。</p> <p>加えて、人口の密集している地域や行政機関が集積する地域に携帯電話の大ゾーン基地局を設置するとともに、移動基地局を増設することにより通信環境の復旧に要する時間を短縮し、被災地域での迅速な通信環境の回復を図る。</p> <p>このほか、災害時に備えた金融システムのバックアップ機能の確保と金融機関の横断的な合同訓練の実施を促進する。</p>	市区町村の防災無線通信施設整備率（各県別）	A	総務省消防庁HP
8		2-3. 中山間地 域・沿岸地域等 の孤立集落への 対応	<p>衛星携帯電話の配備を推進し、孤立集落の通信手段を確保するとともに、震災時に孤立する可能性がある集落の把握及び物資供給・救助活動のためのヘリコプター離着陸場所の確保を推進する。</p> <p>また、がけ地等危険箇所からの住宅移転促進等、土砂災害の危険性や津波により浸水する可能性が高い土地における安全な土地利用への誘導を促進させる。</p> <p>さらに、災害時に孤立するおそれが高い集落においては、孤立時の避難体制の整備や避難所と食料等の備蓄の確保等、平時から住民が話し合いをしながら地域継続計画を策定するための取組を支援する。</p>	土砂災害警戒区域等の指定状況（県別）	A	国交省HP又は各県HP
9		2-4. 災害の記 録と伝承や防災 訓練・教育の充 実強化	<p>これまでに東北圏が直面した震災の実情と教訓を踏まえた防災文化を保存するとともに、東日本大震災で培った震災対応のノウハウを整理・共有し、次世代へ伝承する仕組みの構築を図る。また、国内の津波防災教育の推進を図るとともに、そのノウハウを世界へ情報発信していく。</p>	津波防災に関する取組状況	B	

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
10		2-5. 震災対策の強化と日本海側と太平洋側等の広域連携強化	<p>震災対策強化については、堤防、堰、水門、護岸等防災施設及び庁舎、学校、医療施設、公民館等様々な応急対策活動や避難所となり得る建築物の耐震化を推進するほか、防災機能を併せ持つ庁舎の整備を推進する。</p> <p>また、飲料水を始めとする生活用水や工業用水等の確保に向けた給配水・貯水設備の耐震化、下水道施設の基本機能及び代替処理機能の確保を図る。</p> <p>広域連携強化については、ミッシングリンクの解消や日本海国土軸の強化に加えて、大規模地震の発生時においても代替性・多重性や緊急輸送の信頼性を確保する格子状骨格道路ネットワークの形成を目指し、三陸沿岸道路、新庄酒田道路等の整備を進めるとともに、日本海側を含めた高速鉄道ネットワーク等、高速交通ネットワークの整備・充実を進めるほか緊急輸送上重要な既設道路の拡幅や沿道建築物の不燃化を推進する。</p> <p>また、東日本大震災では、被災地の支援に当たり、現地の司令塔となる拠点の必要性が認識されたことから、広域応援のベースキャンプ、物資の集配基地等に使用される広域防災拠点の整備や海上・空路からの緊急物資や避難者等を輸送するための港湾・空港施設の耐震化、非常時にも対応可能な港湾機能確保、災害用トイレや防災備蓄倉庫、非常用電源装置等の整備による「道の駅」やサービスエリア、パーキングエリアにおける防災機能の強化等、日本海側、太平洋側の2軸を活かした広域的な連絡体制の構築、防災機能の強化をより一層推進する。</p> <p>さらに、震災等により発生する災害廃棄物については、早期の復旧・復興に資するため、廃棄物処理施設への支援を推進するとともに、災害廃棄物の処理のための広域的な連携・協力体制の構築を図る。</p> <p>加えて、道路交通の安全性・確実性を確保するため、道路斜面や盛土等の道路防災対策を推進し、日本海側と太平洋側の連携強化を図る。</p>	防災拠点となる公共施設等の耐震率（県別）	A	総務省消防庁HP
11		2-6. 社会資本の長寿命化対策の推進	<p>老朽化が進むインフラについて、維持管理計画や長寿命化計画の策定と推進を図る。</p> <p>また、農業水利施設等の長寿命化対策の推進、「メンテナンス会議」等の開催のほか、正しい知識や適切な技術判断力育成のための技術講習会の開催等、効率的な維持管理に向けた技術開発を推進する。</p>	個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率又は策定した自治体数	A	国交省HP又は各県HP
12		2-7. 災害に強いサプライチェーンの構築と危機管理体制の強化	<p>災害時の円滑な支援物資の確保・輸送に向けて、物流事業者、自治体、国の関係機関等からなる「災害に強い物流システムの構築に関する協議会」等において、支援物資拠点の選定、災害時に民間の物流施設・ノウハウを活用するため自治体との協定締結を促すとともに、広域連携体制の強化を図る。また、関係企業の連携等による災害発生以降の物流機能の確保に向けたBCPの策定を促し、PDCAによるスパイラルアップを推進する。</p> <p>また、「日本海溝・千島海溝周辺型地震対策東北地区連絡協議会」を始め広域的な連携による震災対策として、平常時及び被災時情報の共有並びに応急復旧活動や津波対策等、防災関連施策の連携・調整を進めるとともに、放送機関と「防災関連情報の受信に関する協定」等を締結し、災害発生時のヘリ画像の提供や各種カメラ情報等の共有化を図る。</p> <p>危機管理体制の強化については、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、DMAT（災害派遣医療チーム）、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊の充実・強化及び自衛隊等防災関係機関との連携による効果的な運用を行うとともに、訓練等を適宜実施する。</p> <p>また、民間事業者、業界団体、ボランティア等と災害発生時の応援協定等を締結するなど、災害復旧活動、災害情報の収集支援を強化するとともに、社会福祉協議会・NPOと連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する連絡体制の整備や、広域災害の発生時における避難者の受入体制の強化に向けた取組を推進する。</p> <p>さらに、災害対策用機械の集積場所や活動拠点の事前把握、必要となる燃料の確保、津波災害を想定した排水計画の策定等を推進する。</p> <p>加えて、複合災害が発生した場合を想定し、対策本部が複数設置された場合における重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催、対策本部事務局及び現地対策本部の統合を含めた具体的な連携方策の検討を進めるとともに、広域的な大規模災害発生時に活用する中核的防災拠点の調査・検討を進める。</p>	災害時の民間と自治体との協定締結状況	B	

ID	PJ番号・ 広域連携PJ名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
13	PJ3 東北圏における 人口減少対策PJ	3-1. 多世代循環型地域の構築	子どもから高齢者まで、多様な世代が豊かで安心して暮らすことのできる多世代循環型地域の構築を目指し、サービス付き高齢者向け住宅や医療・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等によるスマートウェルネス住宅・シティの実現を図るとともに、多世代の居場所となる「地域の茶の間」の整備やシニアが有する知識・経験・技術を活用した学校支援、家庭教育支援、子どもの地域活動支援等を促進する。 また、高齢者が社会参画として活躍できる働き方のための継続雇用制度の導入、定年の引き上げ等の高齢者の就業支援促進を図る。 さらに、多様なニーズに対応する保育サービスの充実や、学校教育と連携した放課後児童クラブの運営等、地域力を活かした子育て支援の取組を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を図るほか、港湾においては「みなとオアシス」といった海のふれあい拠点を活用したイベントの開催等を通じ、多様な世代が交流する地域づくりを推進する。	・サービス付き高齢者向け住宅の整備状況	A	(一社)すまいづくりまちづくりセンター連合会「サービス付き高齢者向け住宅」登録事務局サービス付き高齢者向け住宅情報サービスHP
14		3-2. 高齢社会に向けた取組	高齢社会への対応策として、健康寿命の延伸に向けた高齢者の健康づくりと介護予防を推進するとともに、医療・介護、予防、住まいそして生活支援等のサービスを一体的、継続的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図る。 また、通院、買い物等の生活を支える地域の足として、コミュニティバス・デマンド交通等の移動手段の維持・確保を図るとともに、安全・安心に外出できるよう歩道整備やバリアフリー化等を推進する。 さらに、高齢社会に備える地域の担い手等、人材育成の支援を行う。	・地域包括ケアシステムの構築状況(包括ケアセンター設置状況)	B	各県HP
15		3-3. 女性が活躍できる環境づくりの推進	女性が活躍できる環境づくりを促進するために、仕事と子育てを両立させる必要があり、女性の再就職支援や男性の育児休業取得促進等、多様な主体による女性活躍のための支援を行うとともに、多様な主体による支援ネットワークの構築を図る。 また、女性の活躍推進のためには、周囲の意識改革、柔軟な勤務制度や働き方の改革が重要であるとともに、女性の登用状況を開示するなどの「見える化」についても促進を図る。 さらに、老若男女誰もが、仕事と生活の調和を図ることができるワーク・ライフ・バランスを推進する。 例えば、幼稚園・学校等への送迎の負担軽減、児童施設や遊び場の確保等、子育て支援の推進を始め、農山漁村等で活躍する女性人材の育成と一層活躍できる環境整備として、農林漁業に関する方針決定への女性の参画促進や家族経営協定締結の促進を図る。 さらに、多様な産業において、女性が活躍するための取組や人材育成、人材確保等の促進を図る。	・女性の活躍「見える化」	B	内閣府HP
16		3-4. 人口減少・若者定着に向けた取組	人口減少対策として、若者の流出防止と東北圏への流入・定着及び都市部からの人材回帰に向け、地方大学等への進学、企業の地方拠点の強化、地元企業への就職や都市部大学から地方企業への就職を促進し、地元での雇用確保と定住促進を図る。 また、学校と地域が連携・協働し地域の人材につながるキャリア教育や地域の誇りを持てる教育を推進する。若者が活躍できる拠点づくりと集落の再生・活性化を推進するほか、結婚・妊娠・出産・子育て等の切れ目のない支援を行う。 さらに、東北圏への移住希望者の受入促進に向けた情報発信、支援体制の強化を推進するとともに起業・創業の支援を行う。 農林水産業分野については、圏域内外からの青年層の新規就業者への支援を促進するとともに、都市と農村との交流からの発展的定着や「お試し」、関係団体の連携した協働活動等により、移住・定住、就職につなげる取組を推進する。	・地元での雇用確保と定住促進状況	B	文部科学省HP

ID	PJ番号・ 広域連携PJ名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
17	PJ4 都市と農山漁村 の連携・共生な などによる「コ ンパクト+ネッ トワーク」の都 市づくり	4-1. 都市機能 の集約・高度化 などによる「コ ンパクト+ネッ トワーク」の都 市づくり	<p>既存の都市機能を見直し、民間事業者と連携を図りつつ、生活サービス機能、高齢者支援、スマート化、環境対策、防災対策等多角的視点からコンパクトな都市づくりを進める。既に、大曲駅周辺等においては、公共施設及び公益施設、商業施設、住居施設等の機能集積、交通結節点の整備等の市街地整備を推進している。</p> <p>また、中心市街地を活性化し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、まちづくりにかかわる官民及び医療、商工、福祉等の各種関連機関の連携を構築し、まちづくり会社による中心商店街再生化の支援や民間事業者による商業施設整備、イベントの開催等、中心市街地の活性化の取組を行う。例えば、上越市等で、街なかへ賑わいを取り戻すため、新たな都市機能の導入等を推進していく。</p> <p>さらに、住生活の安定した確保を目的に、低額所得者、高齢者、子育て家庭等への住宅の供給の総合的な推進、情報バンク制度を活用した空き店舗や空き家の利用、空き店舗入居者に対する助成制度等により、既存ストックの有効活用を促進する。</p> <p>加えて、まちづくり等の地域戦略と連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進する。</p>	立地適正化計画、中心市街地活性化基本計画の策定市町村数など	A	東北地方整備局 内閣府 地方創 生事務局
18		4-2. 都市と農 山漁村の連携と 共生した関係の 再構築	<p>マタギや漁師等による現地案内や体験学習、特産である米等の農林水産物を活用した6次産業化等、東北ブランドが前面に現れる取組を通じて、都市部からの来訪者と地域住民との交流人口を拡大する。</p> <p>また、宿泊施設を備えた滞在型市民農園の整備等、都市住民が体験をしながら農山漁村と継続的な交流を行える環境を設け、農山漁村とそこに暮らす人々が持つ魅力を十分に理解してもらうことで、将来的な長期滞在・移住・定住へとつなげていく。</p> <p>さらに、ライフスタイルの多様化や田園回帰の意識の高まりにあわせ、都市と農山漁村が連携して地域資源（景観、食料、伝統文化等）を活用した滞在型ニューツーリズム等の展開を図り、農山漁村の活力維持、雇用・所得の確保、二地域生活・就労の促進や積極的に地域にかかわりを持つ協働人口の拡大等に結びつけていく。</p>	グリーンツーリズムの取組状況など	B	各県データ
19		4-3. 都市の連 携による地域づ くりの推進	<p>介護・医療施設等の利用や福祉・医療サービス等の提供、教育・文化施設等の利用や公共施設等の休館日の調整、運動公園や図書館の共同利用等にかかわる市町村間の連携検討を行い、地域の利便性向上を図る。</p> <p>また、広域的な観光案内等、複数の市町村が連携した地域づくりを推進する。</p>	定住自立圏構想により関連する取組数など	A	総務省 地域力 創造グループ地 域自立応援課
20		4-4. 地域間を 結ぶインフラ整 備と公共交通の 確保	<p>地域間及び地域内の交通ネットワークを構築するため、下北半島縦貫道路、新潟山形南部連絡道路、会津縦貫南道路等の格子状骨格道路ネットワークやバイパス・環状道路等の整備、既存施設等の長寿命化対策を推進する。</p> <p>また、超高速ブロードバンド等の整備や活用拡大、携帯電話の不感地域の解消等、情報通信ネットワークの整備を推進する。</p> <p>さらに、地域住民の移動を確保するため、地域住民やNPO等の多様な主体の連携によるデマンド型乗合タクシー等の導入やスクールバスへの相乗り、スクールバスの空き時間を利用した循環バスとしての運行、隣接市町村間におけるコミュニティバスの相互乗り入れ等、バスの有効利用を促進するとともに、「道の駅」や診療所等の地域のコミュニティを交通拠点として形成し、利便性の向上を図る。</p> <p>加えて、鉄道・航路等の地域公共交通の維持確保を図るため、関係自治体、地域住民、まちづくり団体や観光地等が連携した観光ルートの創設、企画列車の計画、乗り継ぎの利便性確保、輸送力の強化等による集客力向上のための取組を促進する。</p> <p>このほか、離島航路の確保や観光船の安定就航、地場産業の発展に貢献するフェリーやRORO船等の海上輸送を支える港湾・荷役機能の強化を図る。</p>	地域高規格道路の整備状況など、地域公共交通の確保・維持の取組状況など	B	東北地方整備局 各県データ

I D	P J 番号・ 広域連携P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
21	P J 5 雪国東北の暮らし向上P J	5-1. 安全・安心で快適な暮らしの確保	<p>積雪による空き家倒壊の危害を防止するための取組を推進するとともに、克雪住宅の普及促進、宅地内雪処理対策への<u>助成制度による雪国定住の促進を行う。</u>また、歩行空間確保のための無電柱化、市街地の融雪型歩道の整備、生活に身近な通学路等の歩道整備やバリアフリー化、雪崩予防施設の整備等を推進するほか、地域コミュニティとの協働による歩道除雪の促進を行う。</p> <p>また、消流雪用水の導入により、市街地の中小河川における雪の円滑な流下を図るとともに、過去の大雪被害を踏まえ、建設業団体やN P O 等と連携し、除排雪の体制整備や雪処理の担い手が不足している地域への<u>除雪ボランティアの確保・活動支援を促進する。</u></p> <p>さらに、産学官民の連携による克雪技術の開発や改良・普及等の雪対策を推進する。</p> <p>加えて、冬期間でも安全で安心かつ快適な交通ネットワークを確保するため、I C T (情報通信技術) を活用した適時・適切な道路除排雪や雪みち情報の発信、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実施、高速道路と一般道路等の道路管理者間及び関係機関との連携等、除雪体制の強化、防雪施設・消融雪施設の整備、冬期通行不能区間の解消のための道路改良等を推進する。</p>	雪対策等の助成制度の取組や除雪ボランティア支援の取組事例など	B	各県データ
22		5-2. 雪を貴重な地域資源ととらえた取組	<p>貯蔵した雪を雪冷熱エネルギーとして、りんどう培養育苗生産施設の良好な低温環境の創出や複合文化施設の雪冷房システムに活用するなど、資源としての利用を促進するほか、住宅への雪冷房の普及・導入支援等の拡大を図る。</p> <p>また、雪さらし等の伝統手法や雪室貯蔵の米・野菜・花き・果物や雪中熟成の日本酒等、雪を付加価値の創出として活用する商品開発・販売支援の取組を促進する。</p> <p>さらに、冬の魅力発信として、津軽鉄道ストーブ列車、雪国地吹雪体験プログラムや雪下ろし体験ツアー等、東北圏の冬の日常を体験できる観光プログラムを開発するとともに、<u>みちのく五大雪祭り(弘前雪燈籠まつり、八戸えんぶり、いわて雪まつり、男鹿なまはげ柴灯まつり、横手かまくら)等、東北圏各地における冬の祭りやウィンタースポーツ、雪と温泉をテーマにした観光プロモーション活動等を積極的にを行い、冬の楽しみを体験してもらうことで冬期観光の活性化を図る。</u></p> <p>加えて、八甲田山や山形蔵王等の樹氷、下北半島における寒立馬の越冬放牧等、景観や自然環境の保全と調和した美しく魅力ある冬の観光地づくりを促進する。</p>	みちのく五大雪祭りの入れ込み客数や雪テーマ交流活動の実施市町村割合など	A	青森県、岩手県、秋田県データ 国土交通省国土政策局
23		5-3. ウィンタースポーツの振興によるまちづくり	<p>東北圏においては、フリースタイルスキーやスキージャンプのワールドカップ等が開催されるなど、ウィンタースポーツのリーディング圏域であり、更なる国際大会や合宿等の誘致を推進し、<u>国内外の交流人口を拡大していく。</u></p> <p>また、八戸市が進めるスケート競技の振興策やスポーツ振興によるまちづくりを行っている鹿角市の「スキーのまち鹿角」、若者のゲレンデ人口を増やす「雪マジ! 19」等の取組を通じて、各種ウィンタースポーツに触れる機会を創出し、ウィンタースポーツ人口拡大の強化を図る。</p>	全国規模もしくは国際大会の開催数など	A	各県データ

ID	PJ番号・ 広域連携PJ名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
24	PJ6 東北圏の生活を 支える地域医療 支援PJ	6-1. 医師確保 対策の推進	地域の中心的な役割を担う医療機関と医師不足が深刻な自治体病院等の連携による医師の派遣及び地方公共団体や医療機関の連携による <u>へき地医療支援機構を通じた医師の派遣を推進する。</u> また、地方公共団体が医療機関と連携し、医師の募集及び職員としての採用並びに自治体病院等への派遣や希望医師に対する域内勤務の無料紹介等の取組を推進するとともに、医師の訪問診療や訪問看護等在宅医療体制の構築及びへき地医療拠点病院における公民館を利用した定期的な医師の派遣診療の実施等、無医地区における巡回診療体制の構築を推進し、広域的な連携による日常的な受診機会を確保する。 さらに、医師の養成に関しては、医学部入学定員の増員や入学選抜における地域枠の設定の拡充、新たに認可された東北医科薬科大学ほか各県の大学と連携した取組を強化するとともに医療機関等と連携した女性医師に対する出産や育児に関する支援等、働きやすい職場環境づくりや離職後の再就業に必要な復職研修の実施及び県内病院への再就職の斡旋の推進を図る。 加えて、圏域内の研修医や指導医を対象としたスキルアップを図る取組や福島県立医科大学と福島県の連携によるホームステイ型医学教育研修等、地域医療に従事する医師の圏内定着を図る取組を促進する。 このほか、地域住民や医師、医療機関、地方公共団体の連携により、医師と患者の相互理解を深め、「コンビニ受診」を控え、子どもの病気に対する知識を持つなど、医師の負担を減らそうとする活動や病院を存続し地域医療を確保していくための住民意識の向上を促進する。	へき地への医師派遣の取組状況など	B	各県データ
25		6-2. ドクターヘリを活用した高度な救急医療の確保	<u>ドクターヘリの導入等、高度な救急医療に対する搬送体制の確保を図る。</u> また、ドクターヘリを運航する各県が連携し、重複要請や多数の傷病者が発生した際の効果的なドクターヘリの運航やランデブーポイントの確保等、県域を越えた連携体制の構築による救急医療体制の充実を図る。	ドクターヘリの搬送回数（内数として県境を越えた搬送回数）など	A	各県データ
26		6-3. 傷病者の受入可否情報や格子状骨格道路ネットワーク等を活用した救急搬送体制の構築	隣接する県間や医療機関が連携し、 <u>救急医療情報システム等を活用した傷病者の受入可否情報の共有化や搬送ルールの確立に向けた検討を図る。</u> また、第三次救急医療機関の60分到達圏から外れる地域が多い圏域内の救急搬送を支援するため、津軽自動車道、上越魚沼地域振興快速道路等の必要な整備を始めとする格子状骨格道路ネットワークの構築やインターチェンジ・救急車退出路・アクセス道路等の整備を推進する。	救急搬送受入の改善への取組状況など	B	各県データ
27		6-4. 画像診断による遠隔医療体制の構築	遠隔地医療支援機能付きPACS（医療用画像管理システム）を導入し、双方向操作画像表示機能を活用することにより、専門医師が研修医を指導し、質の高い医療サービスを提供する医療機関相互のネットワーク整備等、ICTによる遠隔医療体制を構築するための医療・福祉機器関連産業分野における技術開発を推進する。 また、福島県立医科大学附属病院、福島県立南会津病院及び会津地域の中核病院におけるインターネットを通じた連携と妊婦健康診断に関する遠隔診断の実施に向けた検討の取組等も参考に、 <u>画像診断の活用や技術開発に関する検討を進める。</u>	地域医療ネットワーク構築状況など	B	各県データ
28		6-5. がん医療の均てん化の推進	がん治療の技術や情報の格差是正のため、東北6県の大学病院やがん診療連携拠点病院等が連携した「東北がんネットワーク」において、がんの治療法や情報の共有による東北地方のがん医療水準の向上に向けた検討を推進するとともに、弘前大学、秋田大学、岩手医科大学及び岩手県立大学の4大学と東北大学、山形大学、新潟大学及び福島県立医科大学の4大学がそれぞれ連携して行う教育システムやがん診療連携拠点病院との連携により、 <u>がん専門医師等ががん医療を担う医療人の養成を推進する。</u> また、がん放射線治療の最先端技術である重粒子線がん治療施設について、東北経済連合会や山形大学を始めとした産学官で組織する協議会が設立され、施設の開設に向けて人材育成、資金調達等の課題解決に向けた検討が進められており、その取組を推進する。	がん専門医師数など	A	・【日本がん治療認定医機構 がん治療認定医】…「がん治療認定医 都道府県別一覧」より認定医数をカウント
29		6-6. 災害時における医療体制の確保	災害時においても救急医療や人工透析医療等が適切に実施できるよう、災害拠点病院等における非常用電源や通信連絡設備の確保を図るとともに、災害時の医療ネットワークを確保するため、病院、診療所、在宅サービス事業者等の連携強化による災害時要援護者の適切な搬送体制を確立し、 <u>災害時に医療行為が継続できる地域医療連携システムの構築を図る。</u> また、大規模災害時医療救護活動マニュアルを見直すとともに、これらの取組の実効性を高めるため、関係機関による実践的な訓練を実施する。 さらに、災害時の医療を支える人材や看護師の育成・確保を図り、DMA Tの充実・強化及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）の整備を推進する。	DMA Tの充実・強化の取組状況など	B	厚生労働省 医政局 災害医療対策室 DMA T事務局

ID	PJ番号・ 広域連携PJ名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
30	PJ7 次世代産業の研究 開発・産業集積拠 点形成PJ	7-1. 次世代自 動車技術等の研究 開発と人材育 成の促進	次世代自動車技術のニーズを先取りするため、 <u>大学等における自動車の軽量化に資する代替素材の開発、次世代高性能蓄電システム開発及び燃料電池車等、次世代技術の研究開発を促進する。</u> また、中東北（岩手・宮城・山形県）3県の公設試験研究機関の連携による推進会議（IMY連携会議）において、自動車用部材の加工技術の共同研究を促進する。 さらに、「みやぎカーインテリジェント人材育成センター」等、自動車関連企業や大学等の連携による設計・開発を担う実践的なカーエレクトロニクス技術者の養成、「北上川流域ものづくりネットワーク」等による産業界と工業高校等の教育界の連携によるものづくりの人材育成、「あきたクルマ塾」等、自動車関連企業のQCDの向上等を担う中核的な人材の育成、並びに「いわて組込みシステムコンソーシアム」によるものづくり産業を支えるキーテクノロジーとしての組込み技術者の育成確保を目指した産学官連携プラットフォーム組織によるものづくり人材や3次元設計技術者の育成等の取組を促進する。	次世代自動車技術等の研究開発の取組状況	B	東北経済産業局（イノベーション創出会議、マシビジョン研究会）
31		7-2. 自動車関 連企業立地の促 進、域内調達率 の向上	「とうほく自動車産業集積連携会議」等による技術展示・商談会でのPR活動、自動車メーカーと地域企業との交流機会の創出、トップセールス等の取組を促進し、地域企業の優れた技術、製品等の販路開拓の促進を図るとともに、各県連携により、企業力向上、新規参入等の支援策の充実強化を図るための各種セミナーや講演会、企業見学会等の取組を展開する。 また、各県の「組込み技術研究会」等による組込みソフトウェア技術の集積を促進し、各種研究部門の構築と企業連携による産業集積を通じた完成車両及び関連部品等の生産に係る拠点形成及び拠点間の連携促進を図り、東北圏全体の自動車関連産業のイノベーション創出を促進する。 さらに、「とうほく自動車関連産業振興ビジョン（2014年6月）」では、コンパクトカーを始めとする環境対応自動車等、世界に発信できる自動車の生産・開発拠点の形成に向けて、官民一体となって <u>2017年度までに輸送用機器の出荷額2.2兆円、自動車関連企業1,700事業所の集積を目指す</u> こととしている。	・輸送用機器の出荷額、自動車関連企業の事業所数	A	岩手県（とうほく自動車産業集積連絡会議）
32		7-3. 医療産業 集積拠点形成	「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」に代表される産学官連携による研究開発、医療機器メーカーと地域企業との交流・マッチング等、医工連携の取組を促進し、異業種からの参入支援等の取組を促進する。 また、「 <u>ふくしま創生総合戦略（平成27年12月策定）</u> 」では、 <u>平成31年までに医療福祉機器関連産業の工場立地件数を累計60件以上にする</u> ことを目標に、 <u>医療機器関連産業の更なる集積を目指す</u> こととしている。	福島県内の医療福祉機器関連産業の工場立地件数	A	福島県
33		7-4. エネル ギー関連技術等 の研究開発と安 定供給の促進	産業技術総合研究所「福島再生可能エネルギー研究所」において <u>太陽光・風力・地熱・地中熱発電及びエネルギー貯蔵技術の研究を促進する。</u> また、自動車・医療関連産業を始めとした各種産業の競争力強化と集積拠点形成に当たっては、エネルギーの安定供給が不可欠であるため、東北圏の豊かな再生可能エネルギーや秋田・山形・新潟県で産出される天然ガス等の利活用も含め、 <u>エネルギーインフラの整備の取組を促進する。</u>	エネルギー関連技術等の研究開発の促進状況	B	東北経済産業局
34		7-5. 産学官の 協働による先端 研究・開発拠点 「フュー チャー・インダ ストリー・クラ スター」形成の 促進	「山形県バイオクラスター形成推進会議」において事業化された「クモ系繊維事業」に代表される、産学官連携による共同研究や研究シーズの活用を促進し、バイオ分野の研究開発の活性化やバイオ技術を核とした事業化等の取組に加え、環境産業やIT産業を始めとした多様な産業のクラスター形成のための産学官連携の取組を促進する。 また、 <u>素粒子物理学の先端研究施設であるILC（国際リニアコライダー）及び（仮称）東北放射光施設について、国等の検討状況を踏まえつつ、東北圏の産業界、自治体及び大学等が一体となって、計画に関する情報収集や調査検討を進める。</u>	・ILCの誘致に向けた取組状況 ・東北放射光施設設置に向けた取組状況	B	東北経済連合会（東北ILC推進協議会） 宮城県（東北放射光施設推進協議会）
35		7-6. 海洋・海 底資源の研究開 発の促進	日本近海に存在するレアアースといった海底鉱物資源や、秋田・山形・新潟県沖で確認されているメタンハイドレート等の <u>海洋エネルギー資源の開発を促進するため、関係機関が連携して情報収集や調査研究の取組を促進する。</u>	海洋エネルギー資源の開発を促進するための取組状況	B	新潟県（海洋エネルギー資源開発促進日本海連合）

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
36	P J 8 東北圏の資源を 活かした農林水 産業の収益力向 上 P J	8-1. 東北産農 林産物等の収益 力向上に向けた 取組	<p>農薬・化学肥料の低減や農業生産工程管理（GAP）の導入等、環境と共生する産地づくり、安全で安心なこだわり米・野菜づくりや、安全・安心で高品質な農畜産物の生産拡大を図る。</p> <p>農林事業者が生産する地域の農林産物を活用し、中小企業者との連携等による付加価値の高い商品の創出、食品加工業界と連携した農林産物の加工等の取組、流通業や食品製造会社等とタイアップした契約栽培や販売促進及び外食・中食産業等と連携した契約取引等を促進する。</p> <p>食料自給率向上の観点からは、小麦粉消費量の10%以上を米粉に置き換える“にいがた発「R10プロジェクト」”において、大学等で米粉の機能性を検証・研究することによる消費者メリットの創出や、新たな米粉の需要拡大のための産地・製粉業者及び食品関連企業等と結び付いたモデル事業の創出、新商品の開発支援を行うほか、パンフレットやホームページ、料理コンテスト等による情報発信等を促進する。</p> <p>このほか、国内外で物産フェア等の共同開催の促進や関係団体の連携によるセミナー開催等の輸出促進に向けた取組を実施する。</p> <p>また、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」（平成26年法律第84号）等を活用した地域ブランド商品の開発を促進するとともに、地場産品・地域資源を活用した商品に係るアンテナショップ運営の取組を促進する。さらに、山菜、きのこ類、つまものなど山村特有の資源を活用した6次産業化を促進するとともに、被災地の農林産物を積極的に消費することによって被災地の復興を応援する取組を展開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の6次産業化推進のための取組状況 ・農商工連携の促進に関する取組状況 ・農林水産物の輸出促進のための取組状況 	B	東北農政局 (東北ブロック6次産業化推進行動会議、東北地域農商工連携促進協議会、東北地域農林水産物等輸出促進協議会)
37		8-2. 林業の成 長産業化に向け た取組	<p>林業においては、木材需要の創出と国産材の安定的・効率的供給体制の構築等に取り組む。具体的には、C L T（直交集成板）やL V L（単板積層材）の普及、耐火部材等の技術開発・普及、都市部での中大規模建築物の木造化等の促進、さらには木材・建築関連業者等のネットワークの形成による地域材を活用した家づくりへの支援等により東北圏産材の利用を促進する。</p> <p>また、コンクリート型枠用合板における間伐材等の利用や、木製ガードレール等の使用等、土木分野での木材利用を推進する。さらに、森林施業の集約化、効率的な林内路網の整備や高性能林業機械の導入等を通じて木材の安定的・効率的供給体制の構築に努める。</p> <p>さらに、林業の次世代リーダーを担う人材を育成するため、林業関連大学校等の教育環境を整備する。</p> <p>加えて、地域の豊かな森林資源を活用した緑の循環システム「森林ノミクス」（モリノミクス）等の促進により、産業と雇用を生み出すことで、地域の活性化を図る。</p> <p>このほか、森林資源を余すこと無く利用するため、建築用資材のみならず、木質バイオマス等エネルギー利用としての取組を促進する。</p>	林業の成長産業化に向けた取組状況	B	東北森林管理局
38		8-3. 水産業の 収益力向上に向け た取組	<p>水産物の消費者拡大に向けた消費者への情報発信や首都圏等へのPR、イベントの開催、消費者ニーズに合った商品開発、大間のマグロ、金華さば等水産物のブランド化、6次産業化の推進、水産加工による付加価値と産地価格向上の促進に取り組む。</p> <p>また、漁業者自らが漁獲した水産物を活用した漁家レストランの経営、漁協と水産加工業者が協力して、これまで廃棄されていた規格外水産物を活用した新製品の開発・販売等、新たなビジネスに取り組む。</p> <p>さらに、H A C C P 認定の取得や冷凍技術の開発による市場や加工施設等の品質及び衛生管理体制の向上に取り組み、海外への販路拡大を促進する。</p> <p>加えて、水産資源の合理的利用を図るため、漁獲可能量・漁獲努力可能量制限の活用による資源管理、ハタハタ漁に代表されるような休漁・漁獲制限に関する取組、ホタテガイ・カキ・ワカメの養殖、ヒラメの栽培漁業やサケマスふ化放流事業等を促進し、生産性や収益性の高い経営体の育成に向けて、生産活動の協業化や経営の共同化、法人化等を促進するとともに、ホタテガイ養殖残さの削減、省燃油活動、省エネ機器の導入等による漁業費用削減を促進する。</p>	三陸地域の水産加工品等のブランド価値向上に向けた取組状況	B	東北経済産業局 (三陸地域水産加工業等振興推進協議会)

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
39		8-4. 技術開発、多様な担い手の育成・確保と農地の有効活用	<p>高温耐性イネ品種の育成や温度条件によるリンドウ生育反応の解明、リンゴの着色向上等、地球温暖化による農作物の生育、収量、品質等への影響の解明と対策に係る技術開発を促進する。また、リモートセンシング技術を活用し、航空機からの水田観測により、高度な生産指導と分別集出荷を行うなど、<u>生産管理と品質の向上に向けた技術開発の取組に加え、林業の低コスト化等に向けた技術開発と普及を促進する。</u></p> <p>とりわけ、原子力災害で大きな被害を受けた福島県においては、日本農林水産業のフロンティアを目指し、農林業ロボット技術の開発・実証、環境制御型施設園芸の構築等、「イノベーション・コースト構想農林水産プロジェクト」により、先端技術を取り入れた先進的な農林水産業の実践を図る。</p> <p>また、「宮城県アグリビジネス経営者養成講座」や高度な生産技術や経営技術の習得を図る「いわてアグリフロンティアスクール」の開催等による<u>マーケティング知識の習得、ビジネスプランの立案や実践等にかかわる経営者としての知識と能力を養成する。</u></p> <p>さらに、林業において「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保及び育成を促進する。</p> <p>加えて、建設業等の他産業からの農業参入を支援する相談活動や農業参入フェア等への参加促進、第1次産業関係団体等の連携による農商工連携プロデューサーの育成を始め、産学官の連携による農商工連携の中核となる経営人材の育成確保に向けた取組を促進する。</p>	農林水産業の技術開発、多様な担い手の育成・確保の状況	B	東北農政局
40		8-5. 技術開発、多様な担い手の育成・確保と農地の有効活用	<p>優良農地を確保するとともに、かんがい排水事業の推進により農業生産基盤の適切な保全管理を行い施設の長寿命化を図る。また、農地中間管理機構のフル稼働、人・農地プランの活用、これらの事業の連携等による担い手への農地集積・集約化と荒廃農地対策を促進する。</p> <p>さらに、「青森県総合流通プラットフォーム（Aプレミアム）」の取組では、<u>農水産品を高速交通体系や空路を活用し、輸送時間の短縮と鮮度を保持した付加価値の高い物流サービスを行うことで、全国はもちろん香港・台湾等の東南アジア圏へも翌日配達を実現し海外を含めた販路拡大につながっており、こうしたICTを活用した生産・流通システムの高度化を図る取組を促進する。</u></p>	東北農林水産物・食品の輸出促進に向けた検討・モデル事例の育成状況	B	東北農政局 (東北農林水産物・食品輸出モデル検討協議会)

I D	P J番号・ 広域連携P J名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
41	P J 9 「四季の魅力溢れる東北」を体験できる滞在交流型観光圏の創出P J	9-1. 歴史・伝統文化の保存・継承	<p>市民、N P O等の多様な主体が連携して行う広域的な取組により、各地域における伝統文化・芸能等を担う人材の育成や豊かな自然、歴史、風土の中で形成された東北固有の文化等を映像記録により保存整理し、次代に伝承していくとともに、地元自治体や関係機関等との連携による森づくりを推進し、歴史的木造建造物や祭礼行事、伝統工芸品等の木の文化を守り、次代に継承していく。</p> <p>また、国営みちのく杜の湖畔公園、国営越後丘陵公園において、人と自然とのかかわりの中で育まれた自然共生の文化と知恵の学習の取組等を通じ、未来に継承していく体験・学習プログラムを市民、N P O等が一体となって検討・実践していく。</p> <p>さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律や景観法等の活用により、歴史上価値の高い建造物等及び日本の近代化に貢献した文化遺産やその周辺の良好な市街地環境を維持・継承し、これら文化資源を活かした文化振興等の取組への支援を通じて、地域の活性化を推進する。</p> <p>加えて、良好な市街地環境の整備や景観形成の取組として、主要な道路等における無電柱化を推進する。</p> <p>このほか、<u>世界文化遺産として登録された平泉（平成23年登録）及び金石「橋野鉄鉱山」（平成27年登録）</u>に続き、北海道・北東北の縄文遺跡群、佐渡金銀山遺跡等の世界遺産登録や、「山・鉾・屋台行事」等の<u>ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を通じて、歴史的な景観等を保存・継承</u>していく。</p> <p>以上の取組を継続するために、<u>地域の文化芸術や伝統技能を担う人材育成の取組を推進</u>する。</p>	・歴史・伝統文化の保存・継承のための取組状況	B	
42		9-2. 「四季の魅力溢れる東北」を象徴する地域資源の発掘・磨き上げ	<p>「四季の魅力溢れる東北」を象徴する「田園風景」、「雪」等の地域資源を発掘し、「見る」、「感じる」、「味わう」ことができる体験型観光メニューを開発する。</p> <p>また、<u>日本風景街道の推進、歴史を活かした街並み景観の形成等による原風景の保全・形成を図るとともに、観光の推進役となる地域のリーダーや地域案内、紹介に貢献するボランティアガイドの育成を推進</u>する。</p>	・地域資源の発掘・磨き上げに関する取組状況	B	
43		9-3. 「四季の魅力溢れる東北」を体験できる滞在交流型観光圏の形成	<p>観光産業の振興のため、観光地相互の連携により、農林業・漁業体験等のグリーンツーリズムやエコツーリズム、国立公園等での自然体験、豊富な温泉資源を活用した湯治、地場産食材を活用した地元名物料理体験、雪を活かした地吹雪体験・かまくら体験等、<u>多種多様な体験型観光メニュー等を組み合わせた観光圏の形成をより一層推進</u>する。</p> <p>また、平泉の世界遺産登録5周年を契機とした新たなツアーの創出を検討し、あわせて津波の恐ろしさを学ぶとともに地域の復興の歩みを実感してもらうような周遊・滞在型のツアー等、被災地における復興支援と連動したツアーや震災や防災についての学習・研修を目的とする旅行を推進する。</p> <p>さらに、台湾、香港、中国（上海・広州）、ASEAN（東南アジア諸国連合）、欧米、オーストラリアの旅行者をターゲットに、首都圏並びに平成28年3月26日に開業した北海道新幹線の道南地域、東北の空港への直行便等を活用した旅行者を対象とした、<u>広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」形成促進事業を推進</u>する。</p>	・滞在交流及び周遊促進の取組状況	B	
44		9-4. 東北全体の活性化を促す観光ビジネスの構築	<p>東北圏全体の観光産業の振興のため、東北圏全体の観光資源の開発と商品化を含めた観光ビジネスの構築を図るとともに、東北圏の様々な取組を運動させ、統一的な情報発信や政府の関連事業の実施、民間イベント等の開催を働きかける。</p> <p>また、特に東北圏への若者や高齢者、障害者による旅行を推進する。</p> <p>滞在交流型観光の取組を推進するため、<u>観光地経営の視点に立った「日本版DMO」を確立しつつ、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を推進</u>しつつ、着地型商品の企画・販売、人材育成等を行う取組を推進する。</p> <p>以上の取組により、観光振興による雇用の創出を図っていく。</p>	・観光地域づくりの取組状況	B	
45		9-5. 東北圏への直接のアクセス機能の強化	<p>他圏域からの快適な長距離移動を実現するため、<u>格子状骨格道路ネットワークの形成や、地方航空路線の維持・拡大、フェリー・クルーズ船に対応した港湾機能の充実に向けた取組を推進</u>する。</p> <p>また、高速鉄道ネットワークについては、幹線鉄道の高速化を推進し、乗り換えの利便性向上を図る。</p> <p>さらに、在来線の安全確保を図り、災害に強く信頼性の高い鉄道ネットワークを推進する。</p> <p>加えて、青函圏における新幹線やフェリーの利活用、北関東・磐城地域及びF I T地域における高速道路網や福島空港、新潟空港を利用した航空路線の活用、仙台空港鉄道の利用促進等の交通アクセスネットワークの活用を図るとともに、<u>空港を利用した東北圏へのアクセスを促進するため、L C C（格安航空会社）等の定期便の就航、チャーター便の活用や航空路線を利用した観光、空港アクセス改善等の空港利便性向上を推進</u>する。</p>	・アクセス機能強化の取組状況	B	
46		9-6. 圏域内の移手段の充実	<p><u>地方空港・主要駅と観光地とを結ぶ在来線や高速バス等の二次交通との乗り継ぎ利便の向上</u>を図る。また、レンタカー利用等の利便性向上のための取組を推進する。</p>	・二次交通対策の取組状況	B	

ID	PJ番号・ 広域連携PJ名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
47		9-7. 外国人観光客等に対応した環境整備	<p>観光客の受入体制の充実のため、諸外国からの観光客に対応した観光案内所、英語、韓国語、中国語併記による多言語観光案内板、休憩所等のバリアフリーとユニバーサルデザインに沿った整備を推進するとともに、観光ガイドを養成するなど、おもてなしの心を持ったサービスの提供を推進する。</p> <p>また、外国人旅行者が大きな荷物を持って国内を移動する不便を解消するため、宅配サービスの充実を図り、「手ぶら観光」の取組を推進する。</p> <p>さらに、「道の駅」での、「外国人観光案内所」の設置、主要な観光拠点におけるWi-Fiスポット（無料公衆無線LAN）の整備、免税店の拡大、外国人旅行者向け「高速バスフリーパス」導入、青森港等クルーズ船寄港に対応した受入環境の整備や、みなとの交流拠点「みなとオアシス」の機能充実といったインバウンド観光を促進する取組を推進するため、国、地方公共団体、経済団体や民間事業者等による地方ブロック別連絡会等を活用して迅速化を図る。</p>	・受入環境整備の取組状況	B	
48		9-8. 官民一体となった効果的なプロモーション活動	<p>東北観光推進機構等を活用するなど県境（圏域）を越えた連携により、西日本や東アジアをターゲットとした旅行者、旅行雑誌等現地メディアへのプロモーション活動を推進する。</p> <p>また、インターネット情報サイト・SNSを活用して、東北観光に関する総合的情報を多言語で提供するとともに、観光と物産の一体的取組、交通事業者との連携等による効果的なプロモーション活動を推進する。</p> <p>さらに、桜を中心とした観光交流による広域的な地域支援活動として、「東北・夢の桜街道推進協議会」での官民の連携による「東北・夢の桜街道」、「東北酒蔵街道」の活動を推進する。</p> <p>加えて、東北圏が一丸となって、早期の観光業の再生を図るため、各種観光キャンペーンを展開する。</p> <p>このほか、成熟した旅行者層や富裕層を対象とした多方面からのインバウンド観光を推進するとともに、クルーズ船誘致に向けたプロモーション活動にも積極的に取り組んでいく。</p>	・プロモーションによる誘客促進の取組状況	B	
49		9-9. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた活動	<p>ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、ナショナルチーム等におけるオリンピックに向けた事前合宿やキャンプを誘致するための環境整備を推進する。</p> <p>また、東日本大震災の復興状況や震災対応の教訓と伝承を情報発信するとともに、震災時の世界各国からの支援に対する感謝の気持ちの発信に取り組む。</p> <p>さらに、県産品や東北圏ならではの文化のPRと文化プログラムの推進に向けた取組や、観光及びスポーツの振興と関連する施設の整備を推進する。</p>	・東京オリ・パラ開催に向けた受入環境整備等の取組状況	B	

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
50	P J 1 0 東北圏の発展を 牽引する日本 海・太平洋 2 面 活用によるグ ローバル・ゲ ートウェイ機能強 化 P J	10-1. 地域の強 みを活かした物 流体系の構築	<p>日本海側と太平洋側の 2 面をフル活用し、それぞれの強みや個性を活かした物流の効率化と連携強化を図り、グローバル・ゲートウェイとしての機能強化を推進する。</p> <p>国際海上輸送ネットワークの充実を図るため、国際コンテナ戦略港湾である京浜港へのフィーダー輸送の拡大・進展、コンテナ船による北米航路の充実及びコンテナ、RORO 船、フェリー等あらゆる輸送形態の可能性を含めた日本海対岸諸国との新たな航路開設に向け、集荷活動やポートセールスに取り組むとともに、仙台塩釜港仙台湾区、新潟港、直江津港等の国際物流ターミナルの整備による物流拠点機能の強化を図る。</p> <p>なお、日本海対岸諸国との間では、中国東北部と日本を結ぶ日本海横断航路の利用促進とあわせて、極東ロシアと欧州を結ぶシベリアランドブリッジへ接続する日本海横断航路の開設による国際複合一貫輸送（シーアンドレール）の実現を目指す。</p> <p>また、コンテナ等のユニット貨物については、45フィートコンテナの利用拡大、船舶の大型化等に対応した荷役・輸送機械の高度化、インランドデポの利活用、モーダルシフト、コンテナのラウンドユース、小口混載サービスにより、輸送効率化と港湾・航空サービスの充実を図る。あわせて、東北圏の高い品質の農林水産物・加工品の輸出拡大に向けて、東北圏の官民が一体となった取組により、生産から販売に至る商流と物流の基盤強化、産地間連携や異分野間連携による効率的な輸送体系の構築を図る。</p> <p>さらに、既存のフェリー・RORO 船航路の維持・拡大に向けた取組として、定時性確保や港湾利用企業等の新たなニーズに対応した港湾機能の強化を図るとともに、内陸部の産業集積地域と沿岸部の交通の円滑化を契機にした新規航路開設に向けた取組の強化を図る。</p> <p>加えて、バルク貨物については、エネルギー及び穀物等の安定的かつ安価な調達が可能となる港湾機能の高度化を図る。そのため、国際バルク戦略港湾の小名浜港では、大型船の受入拠点としてのターミナル機能の強化、埠頭運営事業の効率化に向けた支援及び連携港とのネットワーク環境の整備を図る。あわせて、LNG（液化天然ガス）基地を起点とした海上輸送ネットワークを構築するため、大型 LNG 船の安全な航行・荷役のための施設整備や二次輸送を見据えた LNG 基地の整備による港湾の機能強化を図るとともに、穀物については、拠点形成による物流効率化を図るため、新たな拠点化と国際バルク戦略港湾との連携輸送の実現に向けた検討を推進する。</p> <p>このほか、東北圏のポテンシャルを活かした新たな輸送ニーズの取り込みに向け、太平洋側の代替ルートとなる日本海縦断航路の充実を図るとともに、東アジアと北米を結ぶ最短ルートである津軽海峡の特性を活かした航路の検討や北極海航路の実現可能性の検討を推進する。</p> <p>あわせて、企業・物流情報等の収集整理と物流に関する情報提供によるマッチング、施設の計画・整備や港湾利用等様々な面での企業の物流ニーズ（物流環境の変化等）への柔軟な対応及びモーダルシフトの可能性の検討により、港湾の利用者（荷主・物流業者）の利便性の向上を図る。</p> <p>空港においては、航空貨物の取扱量を拡大させるため、旅客便貨物室（ベリースペース）の活用、貨物専用機（フレーター機）の就航、荷主等のニーズに的確に対応した航空物流機能の充実により、需要開拓を図る。</p>	生産から販売に至る 商流と物流の基盤強 化の取り組み状況	B	
51		10-2. 地域経済 を支える安全で 利便性の高い物 流基盤の構築	<p>道路と港湾の連結強化等による効率的な物流体系の構築を図るため、主要な都市や生産拠点と港湾・空港を結ぶ高規格幹線道路等の格子状骨格道路ネットワークの形成を目指し、東北縦貫自動車道八戸線、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道等のほか、新潟南北道路やバイパス・環状道路・スマートインターチェンジ等の必要な整備を推進する。</p> <p>また、ICT を活用し、特殊車両通行許可申請手続きの簡素化と港湾のターミナル機能の高度化を推進するとともに、民の視点や創意工夫を積極的に取り入れた、効率的な物流や港湾運営の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>さらに、船舶の航行安全や荷役作業の安定性を確保するため、港内静穏度向上や避泊水域確保を目的とした宮古港や仙台塩釜港石巻港区等での防波堤の整備や、航路・泊地水深の確保のための浚渫等の整備を推進する。</p> <p>加えて、長周期波の影響による荷役障害の防止に向けた対策の開発・取組を推進する。</p>	高規格幹線道路等の 格子状骨格道路ネッ トワークの整備状況	B	
52		10-3. グローバ ル化に対応した 交流機能の強化	<p>観光・ビジネス等の人的交流の拡大に向け、クルーズ船の寄港を受け入れるための港湾機能の充実、LCC の参入の促進、国際チャーター便の就航の促進、空港アクセスの改善等、港湾・空港の国際化に向けた機能強化による利便性の向上を図る。</p> <p>また、仙台空港においては、民間事業者の資金・経営能力を活用し、空港の活性化を図る。</p> <p>さらに、外国人ビジネス客等の取り込みに向け、例えば、政令指定都市である仙台市と新潟市においては、東北圏の発展を支える広域的なグローバル拠点として、ビジネスしやすい環境整備や M I C E の誘致等に取り組む。</p>	ビジネスしやすい環 境整備や M I C E の 誘致	B	

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
53	P J 1 1 地球温暖化等に ともない高まる 自然災害リスク への適応策 P J	11-1. 高まる風 水害等のリスク に対する適応策	<p>北上川水系、鳴瀬川水系、阿賀野川水系等における河川整備や津軽ダム、成瀬ダム等の洪水調節施設の整備等の治水対策、最上川水系、信濃川下流水系等の砂防事業、月山地区や滝坂地区の地すべり対策等による土砂災害防止対策及び新潟地域等の侵食・高潮対策並びに、北上川水系等のダムにおいて上流からの土砂流入を捕捉する対策を検討し、既設ダムの維持に努める。特に、平成27年9月関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を図るため、「住民目線のソフト対策」「洪水を安全に流すためのハード対策」「危機管理型ハード対策」を一体的・計画的に推進する。</p> <p>また、阿武隈川水系等における総合的な土砂管理によって上流域から海岸域までの土砂移動の連続性を確保し、あわせて仙台湾南部海岸において、海岸侵食に対する取組を推進する。</p> <p>さらに、山地災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の観点から、水源の涵養、土砂の流出や崩壊、飛砂・潮害の防備等を目的とした保安林の管理及び保全、治山施設の整備や機能が低下した森林の整備等、適切な森林の整備及び保全による災害に強い森林づくりを通じた「緑の国土強靱化」を推進する。</p> <p>加えて、地域づくりと一体となった取組として、河川における災害危険区域条例、土砂災害対策としての警戒区域指定等による土地利用の規制・誘導、阿武隈川水系等における輪中堤の築造や宅地かさ上げ等、早期に効果を発現する土地利用に応じた治水対策を推進する。</p> <p>このほか、条例により、災害危険区域に指定された区域内での住宅建築の規制やがけ地等危険箇所からの住宅移転の支援を行うほか、馬淵川流域における都市浸水被害軽減を図るため、雨水幹線の拡張や雨水ポンプ場の整備や阿賀野川流域における下水道施設の整備、透水性舗装や公共施設の貯留・浸透施設の整備を推進し、家庭用雨水貯留浸透施設への支援を行う。</p> <p>危機管理対策として、想定最大クラスの洪水、内水、高潮に対応した浸水想定区域図の作成を進め、地域住民と連携した洪水・内水・高潮ハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ等の整備、普及を図る。</p> <p>また、地域住民等が迅速・的確に避難行動を起こせるよう、インターネットや携帯電話等を活用し、リアルタイムで雨量・河川の水位・洪水情報・土砂災害に関する情報や、潮位、GPS波浪計等の観測データの情報提供及び高度化を推進する。</p> <p>さらに、既設盛土の活用による氾濫流の防止・抑制、鉄道施設における落石等防止設備や防風設備、強風警報システム設置等の取組や、道路交通の安全性や確実性を確保するための道路防災対策の推進、土砂災害警戒区域等の指定、各種ハザードマップの作成及び周知等の警戒避難体制の充実及び強化を進める。</p> <p>このほか、災害が発生することを前提としたタイムライン（防災行動計画）の策定や充実を図り、地域における住民や企業等による自助・共助の取組を促進するとともに、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るため、阿武隈川水系の福島県郡</p>	河川整備、治水対策、砂防事業等（直轄事業）の整備状況	B	東北地方整備局 HP及び北陸地方整備局HP
54		11-2. 総合的な 土砂管理	<p>山地・山麓部、平野部、河口・海岸部の各領域で発生している土砂移動に関する問題に対し、砂防・ダム・河川・海岸の個別領域の問題として対策を行うだけでは解決できない水系について、土砂が移動する場合全体を流砂系という概念で捉え、土砂移動の継続的な観測・監視・評価を踏まえながら、砂防施設による流出土砂調節、河川・ダム等の堆積土砂対策、侵食海岸における海岸保全施設の整備・養浜等を推進し、山地から海岸までの流砂系一貫の総合的な土砂管理体制を推進する。</p>	河川整備、治水対策、砂防事業等（直轄事業）の整備状況	B	東北地方整備局 HP及び北陸地方整備局HP
55		11-3. 渇水リスクの回避に向けた適応策	<p>津軽ダム、成瀬ダム等の多目的ダムの建設等により安定的な水資源の確保を図る。</p> <p>また、既設ダム群等の連携による水資源の確保や多目的ダムの河川環境保全のための操作による渇水リスクの軽減を図るとともに、国民生活や社会経済活動の安全・安心に必要な水が利用できる社会を構築する。</p> <p>さらに、ダム上流等の重要な水源地域における治山施設の整備や植林・間伐等の森林整備を推進し、水源涵養機能の維持・発揮を図る。</p> <p>加えて、異常渇水時における連絡体制を整備するなど、渇水対策を強化する。</p> <p>このほか、水が循環する過程を見据えた上で、安定的な水需給バランスを確保するとともに、地震等の大規模災害等、危機的な渇水、水インフラの老朽化といった水供給に影響の大きいリスクに対しても、良質な水を安定して供給するための取組を推進する。</p>	成瀬ダムの事業進捗率（H36完成予定）	A	東北地方整備局 HP
56		11-4. 火山災害 に向けた対策	<p>火山の荒廃に起因する土砂災害や火山噴火による土砂災害を防止する砂防施設の整備を推進するとともに、観測体制の強化、降灰量に関する情報等の発信強化、研究開発の推進を図る。</p> <p>また、地殻変動や火山泥流等の監視体制を強化するとともに、火山防災マップの作成・普及を進める。</p> <p>さらに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進するほか、「火山防災協議会」における検討を踏まえ、噴火警報等に対応した避難体制を整備・強化する。</p>	蔵王山・栗駒山の防災訓練等の実施状況	B	

ID	PJ番号・ 広域連携PJ名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
57	PJ12 東北圏のポテン シャルを活かし た低炭素・循環 型社会づくりP J	12-1. 低炭素社 会構築のための 再生可能エネル ギー等の導入	東日本大震災を踏まえ、災害に強い低炭素社会・循環型社会を形成するため、水力、風力、太陽光、バイオマス、地熱及び雪冷熱等、地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用を住宅等の民生用での活用のみならず、学校施設、庁舎、公共施設等、地域防災拠点を含む公共部門においても積極的に導入を進めるとともに、既存の送電網への接続や出力の安定化に配慮しつつ、エネルギー源の自立分散化に対応した送電ネットワーク等の整備を推進する。 また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、地方公共団体等の連携を強化し、地域特性に応じた再生可能エネルギー等の導入を最大限推進していく。 さらに、産学官の連携により、再生可能エネルギー等の応用技術にかかわる産業の誘致や人材育成を推進するとともに、民間企業等と連携し、蓄電池併設型風力発電や新型小型風力発電の導入を推進するほか、潮汐や波力等の海洋エネルギー発電の技術開発、海洋バイオマス及び海洋深層水等の研究開発、 林地残材等の活用による木質系バイオマス発電や熱利用、生活燃料等の安定的活用に資する技術及び機器の開発と普及及び利用を推進する。 加えて、北海道・北東北地域における再生可能エネルギー等導入先進地域の形成を目指した取組を進め、地域経済の活性化と仕組みづくりの検討を推進するほか、弘前大学・北日本新エネルギー研究所における複数大学による再生可能エネルギー等の技術開発やエネルギー産業の創出に向けた共同研究を推進する。 あわせて、次世代自動車充電インフラ整備促進事業の取組等を通じ、EV(電気自動車)、PHV(プラグインハイブリット車)、FCV(燃料電池自動車)の導入や充電施設整備の促進を図り、生活環境等の改善に資する取組の推進に努めていく。 このほか、港湾空間における再生可能エネルギー導入に向けたフィールド提供等の支援を積極的に行う。	・東北地方における農山村由来の資源を活用した発電の取組状況	B	東北農政局HP
58		12-2. 低炭素・ 循環型社会構築 のための森林・ 海域づくり	東北圏の有する豊富な森林資源を循環利用するため、間伐等による森林の適正な整備や着実な再造林に取り組むとともに、 保安林等の適切な管理、保全を推進する。 また、公共建築物の木造化・内装木質化や、公共土木事業等における間伐材の積極的な利用、地産地消型の再生可能エネルギー源としての木質バイオマスの利用促進、新たな技術開発を進め、地域循環型で森林資源を無駄なく利用する取組を推進する。 さらに、企業、NPO、森林所有者、地元関係者等のネットワーク化等による連携強化や、活動フィールドや技術等の提供による国民参加の森林づくりの取組を推進するほか、カーボン・オフセット制度の普及を推進する。 加えて、炭素の固定量が多く見込まれている浅海域での干潟や藻場等の造成により、海藻類等の海洋生物の光合成による二酸化炭素吸収・炭素固定化(ブルーカーボン)を推進する。	・保安林の整備状況	B	東北森林管理局HP及び各県HP
59		12-3. 低炭素型 スマートシ ティ・スマート ビレッジの形成	地方公共団体、民間事業者、NPO等多様な主体が連携して、低炭素まちづくり計画の策定等を行い、官庁施設、民間建築物や住宅等の長寿命化・低炭素化を図る。 また、病院・福祉施設や共同住宅等の生活を支える都市機能の集約整備、鉄道やバス等の公共交通機関の活用促進、エコドライブの普及促進、超小型モビリティの導入、自転車が利用しやすい環境整備、交差点改良等の渋滞対策及び共同輸配送の促進等により、低炭素化の取組を推進する。 さらに、 農山漁村における自立分散型エネルギーシステムの実現のため、6次産業化・地産地消法に基づく支援措置等を活用し、地域特性に応じた再生可能エネルギーを最大限に活用するスマートビレッジの形成に向けた取組を推進するとともに、ICTを活用し地域単位で需給一体となったエネルギー管理を行うスマートコミュニティ等の取組を推進する。	・再生可能エネルギー発電設備の導入状況	B	経済産業省HP、資源エネルギー庁
60		12-4. 循環型社 会づくりの推進	循環型社会づくりを推進するため、民間企業、市民等が連携した使用済小型電気・電子機器の広域的回収システムを構築し、リサイクル技術を活かした非鉄金属の回収を推進するほか、大学等による非鉄製錬産業及び資源リサイクル産業の研究開発及び人材育成を推進するとともに、家電・廃プラ・焼却灰・水産加工廃棄物等の各リサイクル拠点の形成を推進する。 また、リサイクル関連業者等が連携し、循環資源に関する情報共有や品質保証機能の付加、リサイクル処理機能の向上を図るとともに、 幹物流ネットワークの構築へ向けて、能代港、酒田港、姫川港等におけるリサイクルボートの取組を推進する。 さらに、市民、NPO等による食品残さのたい肥化や飼料化、地方公共団体による下水汚泥の燃料化やたい肥化、消化ガスを用いた発電、リン回収等、下水汚泥の有効活用の取組を推進するとともに、「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」の策定及び公表された同計画の実現による国民各層へのバイオマスの利活用推進に向けた普及啓発等、バイオマスの新たな利活用による農林漁業・農山漁村地域の活性化、新たな戦略的産業の育成等を推進し、エネルギーの地産地消を目指す。 加えて、市町村が作成する循環型社会推進地域計画に基づき、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備や、二酸化炭素排出の抑制に資する廃棄物処理施設の改良等により、廃棄物処理施設における循環型社会づくりを推進する。 このほか、自動車の製造から使用過程における二酸化炭素排出量は多大であることから、使用済み自動車の適正処理、二酸化炭素排出量の削減、リサイクル部品の活用促進等の環境保全対策に積極的に取り組み、自動車分野の循環型社会づくりを推進する。	・東北地方の重要港湾における廃棄物・リサイクル資源取扱量	A	国土交通省HP

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
61	P J 1 3 東北圏の自然環境の保全・継承 P J	13-1. 自然環境の保全による生物多様性の保全	<p>市民、NPO等の多様な主体が連携・協働し、国立・国定・国営公園等や鳥獣保護区等における保全整備や適正利用、貴重な生態系等に被害を及ぼす外来種の防除を推進する。</p> <p>具体的には、白神山地世界遺産地域連絡会議等を通じた関係省庁、地方自治体、NPO団体等の連携による白神山地世界遺産地域及びその周辺地域の保管理、尾瀬や十和田八幡平を始めとする国立公園の生態系及び景観の保護、植生荒廃地における植生復元対策等や環境教育、エコツーリズム等を推進するほか、市民、民間企業等の連携による十和田湖の水質保全、水産資源の管理等や猪苗代湖への人為的汚濁負荷の流入の削減、市民、NPO等の連携・協働によるラムサール条約湿地の保全と生物多様性の保全や自然再生推進法に基づいた伊豆沼・内沼等の自然再生の推進等により、貴重な自然環境を保全し、次代に継承していく。</p> <p>また、江戸時代から植林が行われてきた庄内海岸を始め、風の松原、屏風山等の歴史や景観上も価値の高い海岸防災林を保全・再生し、次代に継承する。国有林内の「保護林」とそれらを中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の適切な保全・管理を通じて、生態系ネットワークの構築を図り、生物多様性を確保していく。</p>	・野生動植物の生息・生育状況	B	東北森林管理局 H P
62		13-2. 流域圏における水環境の保全	<p>間伐や伐採跡地等への植林の推進や治山施設の整備等による森林整備・保全を行うとともに、水源涵養機能確保として水田を維持し、流域全体で貯留浸透・涵養能力の保全向上を図る。水源地であるダム湖等での水質保全を推進するとともに河川においても水環境の保全、水質の改善や親水空間の形成を図る。</p> <p>また、川や湖を軸とした多様な主体による自然環境の保全・再生、森林の整備・保全・清掃活動、水・川の文化伝承、環境・防災教育の活動を促進するとともに、圏民意識の醸成を図る。</p>	・東北地方一級河川 1 2 水系水質現況 (BOD・COD)	A	東北地方整備局 H P
63		13-3. 海域の環境保全	<p>国際的な協調・協力体制の下で漂流・漂着ごみ対策や流出油等の海洋汚染対策、海洋環境保全の取組を推進するほか、沿岸部等において東日本大震災で流出した漂流・海底ごみの処理、海草藻場の保全等、海域環境の再生を図る。</p> <p>また、多様な主体の参加による海浜清掃活動等を推進するとともに、環境改善に向けた海浜・干潟の保全海藻類の移植等を推進する。あわせて、海に対する圏民意識の醸成を図る。</p>	・海洋環境保全に関する取組状況	B	
64		13-4. 国土の適正な管理	<p>豊かな国土を次代に継承するには、農地・農業用水等の適切な管理、荒廃農地の再生に向けた取組を推進するとともに、水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。また、低潮線保全区域及びその周辺の巡視・調査、地籍調査の計画的な実施や都市における低・未利用地や空き家等の有効活用を進めるほか、有人離島への持続的な定住に向けた取組を推進する。</p> <p>さらに、人口減少社会における国土管理を適切に行うには、地域住民を始め、多様な主体と協働で行う取組を促進させるとともに、圏民意識の向上を図る。</p>	・東北管内耕作放棄地解消事例発表会の実施状況	B	東北農政局 H P

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
65	P J 1 4 「東北にっぽ ん」を創造する 多様な主体が連 携・協働する地 域づくり支援 P J	14-1. 多様な主 体による教育機 会の確保及び産 業等の担い手支 援	大学・学術研究機関、企業、行政等の多様な主体が連携・協働し、地域の課題を踏まえて、 持続可能な地域づくりや被災地域の復興に貢献できる人材育成を推進する。 また、建設業や運輸関連産業等の 地域産業の人材確保に向けては、若年層、女性、高齢者の活用方策を検討するとともに 、担い手の高齢化の状況にもかんがみ、技術の維持・継承方策の検討を推進する。 また、地域ビジネス創出を支援する中間支援組織のマネジメント力の向上機会を創出する。さらに、中間支援組織の人材育成をサポートするため、インターンシップ制度や出向制度等の活用を推進する。 さらに、持続的な地域づくりを行うためには、地域内に住む人材の活用のほかに、外部人材の活用も重要であることから、地域おこし協力隊や集落支援員の活用を推進するとともに、I ターンやU ターン等によって地域に移住・定住する者と地域づくりを担う組織との間における人材のマッチングに精力的に取り組む。	地域を担う人材の育 成・確保等の取組状 況	B	
66		14-2. 地域づく りコンソーシア ムの構築	大学・学術研究機関、N P O、経済団体及び行政等で構成された 多様な主体による地域づくり支援組織「地域づくりコンソーシアム」の構築 に向けた課題整理と体制整備及び運営のあり方に関する検討を推進する。	地域づくりコンソー シアムの構築状況	B	
67		14-3. 地域づく りコンソーシア ムを用いた支援 システムの構築	地域づくりコンソーシアムを構成する多様な主体が連携し、コミュニティ支援のための政策・戦略研究、人材育成支援及び事例検証等に基づき、 住民主体の地域づくりを支援するシステム構築 に向けた検討を推進する。 また、大学・学術研究機関においては、所属研究スタッフの高度な専門知識を活用し、地域づくりにおける諸課題への対応について、適切な指導、助言を行うほか、社会的関心を高めるためのメディア・広報戦略を展開するなど、地域づくり全般の対応に関する相談を受け、総合的なアドバイスや支援を行う。 さらに、N P O等においては、所属する人材や業務活動上のネットワークを活用し、取組課題に応じた人材支援や専門技術・ノウハウ等の支援を行うことにより、地域づくりを援助していく。 行政は、地域づくりコンソーシアムが適切に支援機能を発揮できるよう、仲介機能の役割を積極的に果たしていくよう努めるほか、地域づくりコンソーシアムの体制づくりにおける財政的な支援体制の整備に向けた検討等も推進していく。 企業、経済団体等も、その活動の中で地域づくりコンソーシアムの取組の充実に協力するなど、社会貢献の役割を検討していく。	地域づくりコンソー シアムによる支援シ ステムの構築状況	B	
68		14-4. コミュニ ティ機能の強化	東日本大震災や高齢化の進展等により弱体化した コミュニティを活性化するため、コミュニティ形成に資するイベントの実施や交流拠点の確保に向けた支援を行い、地域住民同士の交流を促進する。 また、地域において、住民、行政、医療・介護・福祉の関係者等が協力し高齢者介護、障害者支援、子育て支援等を行う体制整備を推進する。加えて、支援を要する方々の自立した生活を確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う、「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。	コミュニティ活性化 支援の取組状況	B	

I D	P J 番号・ 広域連携 P J 名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
69	P J 1 5 首都圏・北海 道・北陸圏等と の連携強化 P J	15-1. 首都圏と の連携強化	<p>1. 「F I T 広域対流圏の強化プロジェクト」</p> <p>(魅力ある地域づくり) 芸術、芸能、文化、歴史的な街並み、自然環境等、魅力的な地域資源を活用した地域づくりを推進する。 また、豊富な地域資源を活用した都市・農山漁村の対流を推進する。 さらに、地域特性、魅力的な地域資源を一体的にとらえた情報発信を推進する。</p> <p>(広域観光交流の推進) 豊かな地域資源を活かした自然体験や農業体験、農家民宿等、地域住民との交流等「体験」を軸とした観光を推進する。 また、<u>アクアマリンふくしま五浦海岸等の海洋系リゾートと那須高原や甲子高原、日光国立公園等の山岳系リゾート、茨城県北ジオパーク、阿武隈高地等を巡る広域観光周遊ルートを構築する。</u> さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、福島空港等からのインバウンド観光を推進する。</p> <p>(移住・二地域居住の推進) 東京圏に近接し、鉄道や高速道路により短時間でアクセスできる利便性を活かし、都内での P R や相談体制の充実、田舎暮らしツアー、お試し居住等に取り組み、都市と F I T 地域を気軽に行き来する二地域居住や移住に結びつく人の流れを創出する。</p> <p>(安全・安心で災害に強い地域づくり) 大規模災害時や地域振興に重要な役割を果たす道路ネットワーク網の整備を促進するとともに、首都圏と東北圏沿岸部の基幹的な交通基盤を復旧する。 また、観光業や農林水産業等に影響を及ぼしている風評被害を払拭する。</p> <p>2. 「日光・会津歴史街道創出プロジェクト」</p> <p>(国際的な観光コンテンツを活用した広域観光周遊ルートの創出) 世界遺産「日光の社寺」を始め、日光・尾瀬地域に広がる国立公園にある戦場ヶ原・中禅寺湖といった豊かな自然環境、さらには旧外国大使館別荘や旧御用邸といった歴史的建造物が集積するなど、本エリア固有の地域資源を広域観光周遊ルートの形成に活用するとともに、国内はもとより海外からの観光誘客に向けて環境整備等、各種観光施策を推進する。 また、「歴史・文化」「自然」「レジャー」「食」等、各地域における多彩で魅力的な観光資源が集積する本エリアにおいて、特に外国人が好む純日本的な地域資源を最大限活用し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて増加する外国人観光客に対する P R を強化する。</p> <p>(地域資源を守るコミュニティの維持) 純日本的な地域資源を守るため、受け継がれてきた伝統・文化や恵まれた自然環境を活かし、都会では体験できない食や温泉等の魅力ある観光素材を提供し、本地域との連携交流を促進するとともに、地場産業の育成や小さな拠点の形成等を通じて中山間地域を含む本地域の自立を支援する。 また、多世代交流や二地域居住等を始めとする体験型・滞在型観光をツールとした日光・会津地域ならではの生活スタイルを提案・P R することで、地域コミュニティの活性化を図る。</p> <p>(関連インフラの整備等) 国際観光地日光を中心とした歴史・文化等、豊富な観光資源が集積する主要観光地を結び、県域を越えた交流圏域を創出するため、県境をまたぐ広域幹線道路等の整備を推進する。 また、効率的かつ魅力ある観光周遊ルートの構築や地域コミュニティの維持・活性化を図るため、高速道路や新幹線等の広域交通ネットワークと主要観光地、さらには周辺地域間を結ぶ地域連携ネットワークの充実強化を図る。</p>	・ F I T 地域周辺の 観光周遊ルートの構 築やホームページ、 キャンペーンによる 情報発信状況	B	F I T 構想推進 協議会 H P

ID	PJ番号・ 広域連携PJ名	具体的取組 の項目	具体的取組の内容 (赤字：フォローアップ項目に対する該当箇所)	フォローアップ 項目	把握 方法	情報の 入手方法
			<p>3. 「大規模災害時におけるバックアップ機能プロジェクト等」 (大規模災害時における首都圏のバックアップ機能の確保) 災害時における首都圏の都市機能やエネルギーインフラのほか、太平洋側主要港湾・空港のバックアップ機能として、日本海側の新潟港、新潟空港等を利活用するなど、広域的にバックアップする仕組みを構築する。</p> <p>(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019等を通じた交流促進) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019等の開催を見据え、事前合宿やキャンプ等の誘致活動を行うほか、スポーツによる地域間交流に関連する取組を推進するほか、スポーツを通じてインバウンドの取組を推進する。 また、首都圏と一体となった、東北復興状況、震災時の対応及び教訓、震災遺構等の情報発信を推進するほか、東北圏ならではの特産品や文化の発信といった取組を推進する。</p>			
70	15-2. 北海道との連携強化		<p>(津軽海峡交流圏の形成) 北海道新幹線開業を契機として、青森県全域と北海道の道南地域を一つの圏域とする「津軽海峡交流圏」の形成を進め、圏域内の交流の活発化を図るとともに、圏域外からの交流人口の拡大と訪問者の滞在時間の質的・量的拡大を目指す「「λ(ラムダ)プロジェクト」を推進する。</p> <p>(広域観光ルートの形成) 東北と北海道の周遊を目的とした広域観光商品「日本東北縦貫遊」の活用等、デジタルジャパン地方連携事業により広域的なインバウンド観光振興の取組を推進するほか、大沼国定公園や白神山地等の自然景観の優れた地域が連携した広域観光ルートの形成を推進する。 さらに、サイクルツーリズム等を通じて東北・北海道の観光魅力を海外に向けた情報発信の取組を推進する。</p> <p>(文化・歴史・交流) 三内丸山遺跡等、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を通じ、圏域一帯となって歴史的な景観等を保存・継承することで、地域の魅力を発信する。</p> <p>(防災・地域医療) 東日本大震災における経験を活かし、広域災害に備えた地域間連携の強化に向けて、津軽海峡を介した日本海・太平洋の2面活用による被災地支援や物資供給の確保といった取組を推進する。</p>	・「λ(ラムダ)プロジェクト」の推進状況	B	青森県HP
71	15-3. 北陸圏との連携強化		<p>1. 「広域防災・観光に向けた隣接圏との連携プロジェクト」 (広域観光ルートの充実) 2015年春に長野・金沢間が開業し、2022年度末には金沢・敦賀間が開業する北陸新幹線を有効活用し、国内外からの観光客の誘客促進に向けて、北陸圏と連携した魅力ある日本海沿岸広域観光ルートの充実と、魅力ある観光資源情報発信の取組を推進する。</p> <p>(広域交通・情報基盤の整備(社会資本整備)) 北陸圏と連携し、環日本海諸国への物流や旅客における航路網の充実や国際物流機能の強化、空港機能の強化によるユーラシアへのゲートウェイ機能の強化といった取組を推進する。</p> <p>(文化・自然・交流) 日本海に面する沿岸地域や日本海沿岸の道路を軸とした地域の特色を活かした交流等の文化・自然・観光等の地域資源を活用した交流促進の取組を推進する。 例えば、「山・鈴・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録(角館祭り、土崎神明社祭、花輪祭、高岡御車山祭、魚津のタテモン行事、城端神明宮祭、青柏祭等)に向けた取組を通じて、交流を促進する。</p> <p>(防災・地域医療) 広域連携による降積雪対策の強化に向けて、東北圏及び北陸圏の有する高度な除排雪技術等を連携活用し、港湾・空港、駅等の交通結節点やこれらにアクセスする道路網等における降積雪対策の取組を、日本海沿岸地域が一体となって推進する。</p>	・日本海沿岸広域観光ルートの充実状況	B	